

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	無料
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の30% 手数料負担者は、求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の30% 手数料負担者は、求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 0円 活動一日当たり 20,000円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の30% 手数料負担者は、求人者とします。
就職を容易にするための求職者の対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の30% 手数料負担者は、関係雇用主とします。

上記手数料は消費税が含まれております。

返戻金制度 有り

紹介した人材が入社より1週間（休日を含む）以内に自己都合により退職した場合は、上記紹介料の50%を返金する。

但し、勤務日数が入社日より1週間を越えた場合で自己都合により退職した場合は、紹介予定派遣においては、派遣先企業・派遣労働者が互いにその適性を確認し入社に至っていることから、紹介手数料の返金は行なわない。

又、自己都合による退職に関して、罰則金、損害賠償金及び類似の賠償は行わない。

尚、派遣先企業の都合により退職に至る場合、派遣先は、派遣元が労働者に支払う費用（休業手当解雇予告手当、法定福利費等に相当する額以上）を賠償する。